

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		開発登録簿の写しの交付
根拠法令及び条項		都市計画法第47条第5項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審査基準	審	(開発登録簿) 都市計画法第47条
	関係条項	5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。
	査	未設定（申請に対し審査すべき事項がないため）
	基準	基準 (未設定の場合はその理由)
準	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（申請に対し審査すべき事項がないため）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）